

未来の幸せを創るため、今、何をすべきか

フィランソロピー推進25周年の最終回、本号では、多様性を包容する健全で活力ある社会に向けて、公益の本質を改めて考え、異なる背景を持つ、さまざまな世代の公益の開拓者たちによる想いと活動を紹介し、これからのフィランソロピーの在り方、展開について考えます。

公益認定等委員会の委員を9年間務めた雨宮孝子さんは、民法（公益法人、NPO法、家族法）、信託法を専門とし、1975年より、公益法人、公益信託の調査・研究、設立・運営や税務の相談に携わってきた。現場に身を置く研究者として、公益を牽引し続けてきた雨宮さんに、日本における公益の変遷を辿りながら、その本質、これからの在り方について聞いた。

原点となる公益との出会い

—研究者のお立場で、公益の場に長年かかわってこられたきっかけは、どのようなことだったのでしょうか？

雨宮 慶応大学の大学院生の時で

す。指導教授の田中實先生から民法と信託法を学んでいました。当時、慶応大学の東門の隣に財団法人公益法人協会（現公益財団法人）がありました。1922年に施行された旧信託法に規定はあったのですが、実際にはまだ世に出ていなかった公益信託を実現する研究会が公益法人協会で行われるので、お手伝いしてみないかと、先生から誘われました。そこで、大学院に籍を置くと同時に、公益法人協会にも籍を置くことになりました。1974年9月のことです。公益信託は、研究会の成果も出て、1977年に初めて外務省所管と建設省（当時）所管の2件が実現しました。

—日本で最初の公益信託「今井記念



研究者として関与した 四十年の公益の軌跡

前公益認定等委員会委員

雨宮 孝子氏

すから。

雨宮 大学院の研究では、指導教授が全部教えてくれるわけではありません。「公益法人」とは何かもわからず、自己流で勉強しました。民法の条文も少なく、公益法人の専門書を書いている人はお役人ばかり。書類の作り方は書いてあっても、事業内容を所管する行政組織がどうなっているのか、許可するとはどういうことなのか、わかりませんでした。

公益法人協会には総理府（現総務省、内閣府）のお役人だった方がいらっしやいました。特に1982年以降、公益活動基本法検討委員会が設置され、その事務局をお手伝いしているときに、行政法の専門家で法制局にも在籍された方に、条文の書き方も直接教えていただきました。日本の法学部では、法の解釈、学説や判例、他国の法制度は学びますが、法律条文の書き方などは教えてくれません。また、必要な税制度も、相談担当の会計士の先生に教えていただきました。公益法人の研究に

必要なことはすべて、公益法人協会で習いました。

— 本来なら得られない知見を、そこで得られたんですね。

仕事とともに学んだ公益

— どんな団体がいらしたんですか？

雨宮 一般的には奨学金支援や同業者団体なのですが、ある日「優秀なサルを集めて、サルの学校を作りたいが、公益法人になれるでしょうか」という相談がありました。いただいた本を読むと、サルまわしは昔からある日本の伝統文化で、これを保存・推進することとは公益になるかもしれないと思いました。

— それは面白いですね。

雨宮 日本の伝統文化ですから、文化庁に持っていかなければなりません。しかし、なかなかまとめるのが難しかったです。

海外協力基金」ですね。創設者の故今井保太郎さんは、1998年に、当協会の第1回「まちかどのフィラノンソロピスト賞」を受賞されました。

雨宮 そうです。その後、今井さんは合計13件の公益信託を創設なさっております。ところで、公益法人協会では、当時、わたしは家族法も専門にしていたので、相続財産で公益法人を設立する方の相談にもめるのではということで、相談室の業務にもかかわることになりました。

— いい環境でしたね。大学院で研究したことが、すぐに役立つんで



—まさに、コンサルテーション。

雨宮 ずっとコンサルテーションをやっていました。何件設立のお手伝いをしたかわからないくらいです。企業が出捐した財団も、いくつかお手伝いしました。相談内容は本当に

さまざまで、公益法人は生活のあらゆる分野にかかわってきます。

私が初めて設立の書類づくりから許可までやったのが、現在の「公益社団法人日本グラフィックデザイナー協会」でした。任意団体を公益法人にしたいと相談にいらしたので、所管の通産省(当時)に行くと、すでに類似のパッケージデザイン協会等がある。そこでどう違うのか、会員のシエアは何パーセントか説明しろというのです。役所の許可とは自由裁量ですから、同じものは、ふたつ作らない方針のようでした。

—宿題をもらって、学んでいったんですね。

雨宮 どんどん質問が来るので、そのたびに必要書類を、作成しなおしました。昔の大きなワープロを自宅に置き、夜遅くまでガチャガチャ打っていました。

—まさに公益とともに歩まれた人。コンサルテーションの会社に頼んだら相当費用がかかりますから、団体としてはありがたいですね。

雨宮 公益法人協会の会員になっていただく方へのサービスで、そのためにお金をもらうわけではありません。一度相談を受けているときに、「男の人はいないのですか」と聞かれたことはありました。

—女性の就職先も限られていた時代で、若い女性が相談にのることが珍しかったんですね。でも、それが積みあがって、先生のなかに公益とはなにか、形ができてきたんですね。

雨宮 公益とは何か、税制度はどうあるべきか、海外ではどうなっているかなどを研究しました。海外についてはあまり資料がないので、初めのころは、毎年アメリカのファンデーションセンターに行きました。日本から来る人で、コピーばかり取る人がいるといわれて(笑)。

—当時、公益は国の所管の下にあるべきもので、公益法人を監督する「主務官庁」の存在が象徴的でしたね。

雨宮 主務官庁の許可が必要という

ことは、教育を公益目的にしている法人は、たとえば大震災が起きた時に、災害援助をやりたくても主務官庁の壁に阻まれてしまう。また同じものは、ふたつ作らないと考えているとすれば、先にできた方が公益法人となり、後からはできないというのもおかしい。

—公益を扱うものにも、かなりさまざまなジャンルがありますね。

雨宮 公益の分野も環境や福祉、国際交流などさまざまで、新しい動きもたくさんありました。日本では税制の優遇が個人にはあまりなかったため、企業の出捐による企業財団の設立が多いと言われています。

公益法人協会で、1988年版と1992年版の企業財団の本をまとめた時に、気づいたのですが、企業創立50周年、25周年というのも確かに多いのですが、40周年の節目に作られることが多いのです。

—なぜ40周年なのでしょう？

雨宮 企業も人だと考えれば、40年

は、人生の折り返し地点です。江戸時代、一人前というのは「かせぎとつとめ」ができてこそだと。かせぎは自分や家族のため、つとめは社会のため、なんですね。

―だとすると、40歳は、企業としても個人としても一人前であれ、ですか。本来の仕事は、かせぎとつとめを含む、と言いますものね。ところで、公益の歴史はいつごろからあるのですか？

雨宮 日本の公益の歴史の始まりについて、研究したいとずっと思っていました。英国のチャリティの歴史を見ても、教育、宗教、貧困救済等が普遍的なものです。日本で文献が残っているのは、おそらく綜芸種智院（828年）という教育施設ではないかと言われています。空海に帰依した貴族が土地やお金を出して作ったのですが、財産の管理は第三者が行う一種の信託です。ほかに調べればあるのではないかと。例えば奈良時代、貧民救済やため池等社会事業を行っていた行基など。現在もその名残があ

るらしいので、時間ができたらしっかり調べてみたいと思っております。

―公益の歴史を大局的に整理し、次への展望を持つことが、今こそ大事ですね。

新しい公益で見えてきたもの

―先生は公益認定等委員会の委員をなさっていました。制度が新しくなったことによる変化は、どんなところでしょうか？

雨宮 大きな変化は、まず主務官庁制がなくなったこと。法人の事業目的が明確ならば複数の役所に関係することもできるようになりましたし、一定の手続きを踏めば、新しい事業の追加も可能になりました。

―公益が役所の縦割りから解放されて、課題から捉えられるようになったということですね。

雨宮 大きいことです。ほかに公

益の定義も、これまで民法に規定がなかったのですが、新法では22項目の公益目的事業が羅列されました。またこれまで、主務官庁の自由裁量に任されていた公益の判断基準が18項目法定化され、わかりやすくなりました。法人の設立も簡便化され、税制優遇も組み込まれました。手続きを踏めば事業内容を変更することもできるなど、形の上ではよくなりました。

―あとは魂を入れる、それが大変です。

雨宮 まったくそうです。ところで、内閣府公益認定等委員会では、公益法人のデータを出しています。27年度（27年12月1日現在）では、公益法人の常勤理事は、9397法人中8890人、常勤職員は、19万5352人、合計20万4242人です。銀行で働いている人は、ざっと35万人ぐらいですよ。

―すでにひとつの産業ですね。

雨宮 そう、意外と大きなセクターなのです。公益目的事業として支出している金額は、5兆3000億円。大阪府の27年度一般会計と特別会計決算額は約4兆7000億円です。これをしるぐ金額が公益法人から支出されていることは、あまり知られていません。ただし、寄付金の額は2213億円。全公益法人の半数は、税制優遇があるにもかかわらず、寄付金を集めていません。

―半数ですか。寄付を集める努力も必要ですね。

雨宮 公益の世界は人とお金とミッションで成り立っています。お金は非常に重要で、いくら良い事業であっても、お金の支援がなければやっていけません。お金を得るためには、その法人の事業内容をきちんと広報し、理解を促す必要です。信頼関係の下で、支援していただくことが重要なのです。

―公益団体は事業体であると同時に

に運動体でもありません。寄付を募ることは、財源確保であると同時に、一人ひとりへの普及活動で、常に働きかける努力が大事ですね。

雨宮 アメリカの非営利公益法人を訪問した時、その理事さんが手書きで、寄付のお願いの手紙を書いておられました。法人の理事になる方は、法人の運営に大きな責任を持ち、法人の事業内容を多くの方に知らせる必要があります。信頼を得られなければ、寄付をお願いすることもできません

—理事の役割は、これからますます重要になりますね。

雨宮 寄付金についてですが、日米の家計簿を比較してみたことがあります。アメリカの家計簿には寄付金の項目がありますが、日本の家計簿には寄付金の項目はなく、ご丁寧に「書きなさい」という説明がある家計簿はありました。アメリカの寄付金は節税対策だともいわれていますが、日本は寄付文化がないともいわ

れています。大きな震災後には、多くの方々の寄付金が集まります。どう考えたらよいでしょう。

—日本には、昔から助け合う文化はあると思います。明治以降、行政依存の体質がある日本人も、災害は、本当に自分事になり、放っておけないと思うのだと思います。それが、日常的にも自分事に考えられる仕掛けが必要ですね。

わたしは、家計簿の中では、寄付は教育費に入れるといいと思います。寄付が進まないのは、日本は、税の優遇措置が不備だから、と言われて久しいですが、ぜひ進みましたよね。

雨宮 主務官庁制がなくなり、設立要件が法律で決められ、税の優遇も世界一。実際、法人税の優遇では、ほかにこんな国はありませんよ。

—世界一！ この変化は、ちゃんと認識するべきですね。

雨宮 せっかく税の優遇があるので、どのような団体に寄付をしたら

より社会が潤い、自分の参加がよい結果を生んでいるかを実感すべきではないでしょうか。

—ほんとうにそうですね。

制度が新しくなったことで、認定等委員会に、先生のような民間人が入ったのも、大きな意義がありましたね。

雨宮 合議制の委員会で公益の認定をしたり、不認定をしたりしますが、新法の下では、その結果を行政庁に答申する形です。最終的に行政庁が認定しないことも可能ですが、いまのところ、そのような判断はなされていません。それでも、法人側の状況をよく知っている民間人が判断にかかわるといふ仕組みは、これまでの役所文化に新しい風を吹き込むという意味で、意義は大きいと思います。

ベースは市民社会

—先生をはじめとする皆さんの普及へのご努力で、公益法人も増えて、いまでは多様な活動を展開しています。それと同時に、ソーシャルビジ

ネスも含めて、ビジネスの手法で課題解決をする、というさまざまな形態の組織が出てきました。

公益は、自分の寿命やビジョンなどを超えた先を目指すところがあると思っています。ビジネスとして可能なものもあるとは思いますが、そうでないものをどうするのか、課題そのものに真剣に向き合い、粘り強く寄り添い、解決をめざすことも忘れてはいけません。

雨宮 新しい形の公益活動がさまざまな手法を用いて展開するのは好ましいと思っております。ただし、公益の本質を忘れてはいけないと思います。起業の手段として、人材育成にはよい機会となるのでは。

—元来、企業の創業者は、松下幸之助さんが「企業は公器である」と言っていたように、みんなを豊かにするためにとか、課題解決や社会のために、創業したのだと思います。もちろん利益は必要ですが、それは手段。ところが、今、いろんなところで、手段が目的化していると思います。

あめみや・たかこ

前内閣府公益認定等委員会委員、委員長代理。元明治学院大学大学院法務職研究科教授。

1973年慶應義塾大学大学院法学研究科博士課程修了。専門は民法（公益法人、NPO法、家族法）、信託法。財団法人 公益法人協会の専門委員として公益法人、公益信託の調査・研究、設立・運営や税務の相談に従事する。

日本NPO学会副会長、信託法学会理事、特定非営利活動法人日本NPOセンター理事、財団法人 公益法人協会理事、財団法人 さわやか福祉財団監事、内閣府独立行政法人評価委員等を歴任。現在、公益財団法人 助成財団センター評議員、公益財団法人 公益法人協会理事、有限会社 T's 総合研究所長。

雨宮 そもそも市民社会とはなにか、というテーマでもあります。本来、NPO法は、市民社会の実現に必要なひとつのツールとして考えました。

ソーシャルビジネスに関しても、市民社会がベースなら、どんどん行えばいいと思います。実際の事業に使うお金も必要だし、特に、人材育成のためには必要だと思います。いろんなことに挑戦する人たちが、出てくるのは大事だと思います。変化に挑戦する人材が多く出ると、我が国の閉塞感も変わってくるのではないのでしょうか。変わってほしいですね。

同時に、税の優遇を受けられる法人が、次々と出てくると、その評価を何に基づいてするのが重要になりますね。ちゃんと評価できないと、税金の優遇だけを利用することになってしまいます。

—先述しましたが、公益団体は事業体であると同時に運動体です。共感をもってもらうための働きかけが、わたしたちの運動ですが、いままでは運動体の側面ばかりが力説された

から、事業体としてのマネージメントが必要だと、ソーシャルビジネスなどが台頭してきました。でも公益団体は、運動体の側面を忘れてはいけないと思います。

最後に、これからの公益に関して、先生のお仕事として、どんなことをなさるおつもりでしょうか？

雨宮 民間による非営利公益活動は、国、営利企業とは異なる第三のセクターに分類されますが、この分野がどのくらいの規模で成り立っているか。これを国際比較できないか、共通の項目として何を入れるのがよいのかを考えています。

—GDPじゃなくて、国民幸福度みたいな感じですね。

雨宮 まさに幸福度なのですけど、同じ基準でできるかどうか。それを見つけているのが、ひとつの仕事かなと思っています。ただ、各国を比較するのは簡単じゃないのです。アメリカには州ごとに法律がありカリフォルニア州の公益法人に関するものだけでも5000ケ条以上あります。

わたしが、アメリカの制度で一番いいと思うのは、コミュニティ財団に対する税制です。地域のために使用する寄付について、絵画でも家でも土地でも、財産をコミュニティ財団に寄付すれば、税金をかけないで転売できるのです。日本ではできません。遺贈寄付もまずは、転売してもいいような税制にする必要があります。そこを変えないといけない。

—その意味で、先生の役割、使命がまだまだありますね。

40年以上、研究者として現場に身をおかれ、日本の公益とともに歩まれたお話をうかがいながら、改めて公益の在り方、本質を考える機会となりました。社会の変化とともに公益の姿も変わりますが、常に基本精神に立ち、これからの公益のために、引き続き、粘り強く尽力したいと思います。先生にも、ますますご指導いただきたいと思います。よろしく願っています。

今日は、ありがとうございました。
インタビュアー

公益社団法人 日本フィランソソピー協会
理事長 高橋陽子
(2017年1月13日当協会会議室にて)